

## 地域包括支援センター北部が移転します 高齢者の相談お気軽に

問い合わせは 介護高齢課 ☎898-6275

4月から、地域包括支援センター北部の所在地と電話番号が変更になります。

地域包括支援センターでは高齢者についての相談だけでなく、高齢者の権利擁護や虐待の早期発見・防

止、介護支援専門員(ケアマネジャー)支援、介護予防マネジメントなどを行っています。

市内11カ所のセンターは下表のとおりです。相談する際は、近くのセンターに連絡してください。



| 地域包括支援センター一覧(4月から) |             |             |          |
|--------------------|-------------|-------------|----------|
| センター名              | 担当地区        | 所在地         | 電話番号     |
| 中央                 | 北部・中部・南部・文京 | 大手町二丁目12-1  | 898-6275 |
| 中央東                | 若宮・城東・中川    | 日吉町二丁目20-14 | 260-6815 |
| 南部                 | 上川淵・下川淵     | 朝倉町830-1    | 265-1700 |
| 桂萱                 | 桂萱          | 江木町1225-1   | 264-0808 |
| 東                  | 東           | 川曲町536      | 280-5590 |
| 西部                 | 元総社・総社・清里   | 大友町三丁目22-9  | 255-3100 |
| 南橘                 | 南橘          | 関根町668      | 235-3577 |
| 永明                 | 永明          | 天川大島町三丁目705 | 290-2880 |
| 城南                 | 城南          | 上増田町600     | 267-9898 |
| 東部                 | 大胡・宮城・粕川    | 堀越町1658-1   | 283-8655 |
| 北部                 | 富士見・芳賀      | 金丸町252-1    | 230-2001 |

## 病気から守るために 予防接種の全額助成を継続

問い合わせは 衛生検査課 ☎220-5779

平成24年度も任意予防接種費用の全額助成を行います。

### ■子宮頸がん予防ワクチン

対象＝4月から中1～高2相当の女性(高2相当は平成23年度中に1回以上接種を済ませた人)

用意する物＝予診票、母子健康手帳

- 現在高2相当の人は3月中に接種を  
現在、高2相当(平成6年4月2日～平成7年4月

1日生まれ)の女性の子宮頸がん予防ワクチンの助成期間は、3月31日(土)までです。期間内に接種してください。

### ■ヒブ(Hib)・小児用肺炎球菌ワクチン

対象＝生後2カ月以上5歳未満の人(接種開始年齢によって接種回数が違います)

用意する物＝出生時に配布した名前シール、母子健康手帳

問い合わせは  
消費生活センター  
☎2300-1755

**キャンセルできないの？**  
事例 テレビショッピングで、4万9,800円のダイヤのネックレスを宣伝していたのを見て、安いと思いついて申し込みました。しかし、翌日になってよく考えた結果、必要がないと思いついて「キャンセルしたい」と電話をしましたが、「できません」と言われました。  
回答 テレビショッピングなどの通信販売は、クーリングオフ制度の対象外です。販売会社が「返品できる」とのルールを決めていれば返品できますが、「開封後は不可」など、さまざまな条件が付いていることがあります。申し込みをする際はキャンセルできるかどうか、条件を必ず確認しましょう。  
「返品できない」というルールがある場合、基本的には従わなくてはなりません。「返品できるかどうか」「返品の条件」などのルールが表示されていない場合は、届いてから8日間は返品が認められます。ただし、送料は消費者が負担する必要があります。



## 新小中学生の子ども福祉医療 受給資格者証を更新します

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6253

4月に小中学校へ入学する子どもの、福祉医療費受給資格者証(受給資格者証)の有効期限は3月31日(土)までです。新しい有効期限の受給資格者証は、3月下旬に郵送します。4月から医療機関で受診する際は、必ず医療保険証と新しい受給資格者証を提示してください。

なお、中学生までの重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費の受給者は、現在持っている受給資格者証を使用してください。

### ■福祉医療費の新たな対象者は申請を

福祉医療費の各制度と申請に必要な物は次のとおり。県内転入者で前住所地でも福祉医療費を受給して

いた人は、前住所地の市町村発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。

- 子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)…保険証
- 重度心身障害者・高齢重度障害者(後期高齢者医療の被保険者)…①身障手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、特別児童扶養手当(1級)、IQ35以下を証明する書類のいずれか②保険証
- 母子・父子家庭など(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母または父など)…①母または父に所得税が課せられていないことを証明する書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証

## 就職や引越しなどの際は 国保の届け出を忘れずに

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6250

就職や退職、引っ越しなどをしたときは、国民健康保険(国保)の届け出が必要です。14日以内に市役所市民課か各支所で手続きをしてください(右表のとおり)。

### ■退職者は要注意

退職して職場の健康保険を脱退した人は、自分で国保の加入手続きをする必要があります。届け出が遅れると、会社の健康保険を脱退した日までさかのぼって国保税を納めなくてはなりません。

### ■忘れずに脱退手続きを

家族の健康保険に扶養家族として加入しながら国保にも加入している人は、国保からの脱退手続きをしてください。

### ■保険証を紛失・破損したときは

運転免許証など本人確認ができる身分証明書を用意し、市役所国民健康保険課か各支所で再発行の手続きをしてください。

| 国民健康保険の主な手続き |                           |   |
|--------------|---------------------------|---|
|              | 届け出が必要な場合                 | 手続きに必要な物  |
| 加入するとき       | 他の市区町村から転入した              | 印鑑、転出証明書  |
|              | 職場の健康保険を脱退した(その扶養でなくなった)  | 印鑑、※社会保険離脱証明書   |
|              | 子どもが生まれた                  | 印鑑、母子健康手帳   |
| 脱退するとき       | 生活保護を受けなくなった              | 印鑑、保護廃止決定通知書  |
|              | 他の市区町村に転出する               | 印鑑、保険証  |
|              | 死亡した                      | 印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)                              |
| その他          | 職場の健康保険に加入した(その扶養になった)    | 印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)                              |
|              | 生活保護を受けるようになった            | 印鑑、保険証、保護開始決定通知書  |
|              | 退職者医療制度(65歳未満の人)に該当する     | 印鑑、保険証、高齢(退職)年金証書(被用者年金の加入期間が20年未満の人は40歳以後に10年以上加入していたことが確認できる書類) |
| その他          | 住所、世帯主、氏名などを変更した          | 印鑑、保険証  |
|              | 修学のため他の市区町村に転出し保険証が必要になった | 印鑑、保険証、在学証明書  |

※社会保険離脱証明書は職場で発行されます。用紙がない場合は、市役所市民課・国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターにある用紙を使用してください。

## 国保の一部負担金割合が据え置きに

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6249

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満で、一部負担金割合が1割の人は、4月から一部負担金割合が2割になる予定でしたが、来年3月まで1割のまま据え置きになりました。すでに2割負担の

高齢受給者証が配布された人には、負担割合を改めた受給者証を3月下旬に郵送します。社会保険などの医療保険に加入している人は、各保険者に問い合わせてください。